

仮設住宅におけるペットの受入れに関するガイドライン

施行 平成30年3月22日

仮設住宅内におけるペットの同居飼育に関する運用については、本ガイドラインを参考にしてください。

I 受入れ可能なペット等

- 1 ペットとは、飼い主が生活していく上で密接な関係を持っている動物であり、仮設住宅の運営者は、できるだけ仮設住宅で受け入れることとする。
- 2 仮設住宅の運営者は、次の動物について受け入れを断ることができる。
 - (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号。以下、「動物愛護法」という。）第10条第1項に定める第一種動物取扱業に登録されている業者が飼養又は保管している動物
 - (2) 動物愛護法第26条第1項で定められている特定動物
 - (3) その他、人に対して生命、身体又は財産に対する侵害が疑われる等、受け入れが困難と認められた動物
 - (4) 犬については、狂犬病予防注射未実施、かつ市町村に未登録であること。
- 3 仮設住宅の運営者が、明らかに負傷しているペットを見かけた際は、獣医師の診断を受け、必要な措置を講じたことを確認した上で、同居飼育可能とする。

II 受入れ手続き

- 1 仮設住宅の運営者は、仮設住宅においてペットの飼育を希望する飼い主に対して、その旨を届けさせること。（別紙様式）
- 2 仮設住宅の運営者は、飼い主に対して仮設住宅の集合単位ごとに「飼い主の会」を設立させるとともに、ペットを飼育していない住民の相談窓口及び飼い主同士の情報交換の場を設け、住民間の不安解消に努めるよう助言すること。
- 3 仮設住宅の運営者は、飼い主に対して、ペットの個体識別措置を実施するように助言すること。

III 仮設住宅同居飼育における遵守事項

- 1 飼い主は、ペットの健康状態等における責任を負うこと。
- 2 仮設住宅の運営者は、飼い主に対して運営者の指示に従うよう指導すること。
- 3 ペットの飼い主は、感染症や排せつ物等公衆衛生上危害を及ぼすような飼育をしないよう心がけるとともに、仮設住宅の運営者も、衛生管理について飼い主に対して指導すること。
- 4 仮設住宅の運営者は、犬猫について、雌雄を分けて収容する等、施設内におけるむやみな繁殖を制限できるようにすること。
- 5 その他、仮設住宅の運営者は、飼い主との情報共有を図ること。

IV 例外事項

(参考資料2)

身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）により身体障害者補助犬と認められた犬については、本ガイドラインの例外とする。

<参考>

環境省HP・ペットの災害対策

URL http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html